

1. 伐採について(根株)

問1-1 取扱い3①に、伐採により発生した根株の除去等については、「現地状況を踏まえ、必要に応じて見積計上する」とあるが、具体的にはどう判断するのか。

- (答1-1) 通常の掘削作業(土工)と同時に根株除去が困難な場合であり、以下が考えられます。
- ・根株が大きく掘削機械で除去できず、クレーン等の重機を別途使用する必要がある、人力掘削の範囲に根株があるなど、掘削・盛土に先立ち根株の除去が必要な場合。
 - ・掘削機械の範囲外(法肩など)で根株の除去が必要となる場合。
 - ・その他、現場条件を鑑み、発注者でご判断下さい。

問1-2 取扱い3①について、当初積算の時点で根株の除去等の積上げ計上を行うのか。

(答1-2) 基本的に積上げ計上する必要はありません。着手前に、土工と同時に除去が可能な根株の数量と作業条件の把握は困難であるため、当初積算では「すべて土工と同時に除去可能」と仮定して設計書を作成して下さい(積上計上しない)。契約後に受注者からの協議を受け、監督員が現場状況を確認した上で数量・見積条件等を確定し、変更指示を行って下さい(共通仕様書特記事項に記載し、受注者にも周知しています)。

なお、当初設計時に数量・現場条件等が把握でき、適正な見積の徴収が可能な場合は、歩掛見積を行った上で当初積算を行って下さい。

2. 処分先の選定

問2-1 当初積算において、処分先をどのように選定したらよいか。

(答2-1) 工事現場から半径50kmの範囲内にある再資源化施設について、費用(運搬費+処分費)の経済比較を行い、最も経済的となる施設を選定して下さい。

(島根県建設副産物処理要領 7. 建設副産物の利用(再資源化)の促進(3))

3. 運搬車両

問3-1 当初積算における運搬車両を、普通ダンプトラックとしているのはなぜか。

(答3-1) 受注者が、特殊ダンプトラックを所有していない、もしくは準備できない場合があるため、当初では普通ダンプトラックで積算を行って下さい。

問3-2 特記仕様書並びに取扱い3⑨に「計画が妥当なものと認められれば設計変更の対象とする」とあるが、妥当性の判断はどうか。

(答3-2) 例として

・10 t ダンプで当初積算していたが、現場状況（道路幅員、積込場所の状況）を精査した結果、4 t ダンプでなければ現場に入れないことが判明。

・10 t ダンプで当初積算していたが、受注者が計画した特殊ダンプトラック 4 t による運搬の方が経済的に有利である。

等が想定されます。変更後、効率的かつ経済的に運搬できるかどうかで判断して下さい。

問3-3 特殊ダンプトラックとはどのような車両を指すのか

(答3-3) 一般的に、荷台にアオリがついており、比重が軽いものを運ぶトラックを指します。道路運送車両法のGVW（車両総質量）積載質量と自重を足した値が7 t未満に適合するものは2 t積級、積載質量と自重を足した値が8 t未満に適合するものは4 t積級、8 t以上に適合するものは10～12 t積級となります。

容量は、土木業者が荷台に独自の工夫を施していたり、用途によって形状が異なる場合が多く、一様に定めることができません。参考として、積算システムの「ダンプトラック建設発生木材運搬」の特殊ダンプで想定している荷台寸法・容量を以下に示します。

	荷台寸法 (mm)	荷台容量 (m ³)	平均値 (m ³)
【2 t】	2950×1530×1000	4.51	4.55
	3000×1530×1000	4.59	
【4 t】	3400×2000×1200	8.16	8.16
	3400×2000×1200	8.16	
【10 t】	5300×2300×1400	17.07	19.03
	5300×2200×1800	20.99	
【12 t】	6500×2200×1300	18.59	16.84
	6500×2300×1000	15.08	



4. 運搬台数の管理

問4-1 取扱い3⑩は具体的にどのような写真を撮ればよいか

(答4-1) ダンプトラックの規格ごとに、その荷台にポール、リボンテープ、スタッフ等をあてて、荷台内寸(長さ×幅×高さ=容量)が確認できる写真となります。

同じダンプトラックを利用するのであれば、過去に撮影した写真を使用して構いません(新しく撮りなおす必要はない)。



問4-2 運搬に同じ規格のトラックを複数利用する計画で、それぞれ荷台の容量が異なる場合はどうすればよいか。

(答4-2) 基本的には、一番大きい容量で除して台数を算出して下さい。それによりがたい場合は、発注者と協議の上台数を決定して下さい。

問4-3 受注者から発注者に提出するのは、取扱い3⑩の写真だけでよいのか。

(答4-3)

積算上必要となるのは

・マニフェストが容量 (空 m^3) で出される場合は、取扱い3⑩の写真 (荷台の容量が確認できる写真) のみです。

・マニフェストが重量 (t) で出される場合は、上記に加え、取扱い3⑫に記載のとおり、トラックの規格ごとに、満載の状態でトラックスケールに乗った写真と、その重量がわかる写真が必要です。

※なお、施工管理及び安全管理上の写真は別途必要です。

問4-4 取扱い3⑫に、台数は、処分実績量を1台あたりの量で除して算出するとあるが、最終搬出時は満載にならない場合が多いと思われる。この場合も1台として計上してよいか。

(答4-4) よい。

問4-5 取扱い3⑫にある「上記の算出方法によりがたい場合」とはどんな場合か。

(答4-5) 例として、以下の場合があります。現場状況等を鑑み、発注者で判断下さい。

・現場の作業ヤードが狭く、トラック満載となる量を現場に仮置きできない場合 (ただし、このような場合は規格の小さいトラックで搬出するなど、効率的な運搬を検討して下さい)

・比重の大きい幹部を搬出するため、満載だと最大積載重量を超える場合

・根株単独の運搬のため満載にならない場合 (根株は乾燥や土砂落としに時間がかかること、受入価格が枝葉幹と異なることから、別に単独で運搬することが多い)

なお、協議にあたり、受注者に対し、写真等の根拠資料を十分整えるよう指導下さい。